

7代目横浜市庁舎、60年の歴史に幕

令和2(2020)年6月、横浜市役所が北仲通地区の新庁舎に移転し、関内駅前の旧庁舎(7代目横浜市庁舎)はひとたび役目を終えた。開港百周年記念事業の一環で昭和34(1959)年9月に落成した旧庁舎は、歴代庁舎の中でも最長期間供用された、横浜のシンボルの一つであった。

旧庁舎が建築された昭和20年代後半～30年代は、戦災復興の中で各地の庁舎が建てられた時代であった。戦前は神奈川県庁舎(昭和3(1928)年竣工)のように旧来の建築様式を踏襲した庁舎が主流だったが、この時代には「市民の為の空間」を理念にコンクリート等の新材・工法を用いた個性的な庁舎が建てられていった。そのモダニズムの萌芽は新たな時代を作る気概に満ちたものであり、戦災から活力を取り戻すまちづくりを象徴していた。この流れの中で、昭和31(1956)年に7代目横浜市庁舎建設のための設計競技(コンペ)が行われ、村野・森建築設計事務所が当選し設計を担当、戸田建設が施工を行った。

旧庁舎は、行政棟と市会棟が「市民広間」で繋がるコの字型の形態をとる。最大の特徴であり、同時代の庁舎建築と一線を画す要因となるのは、村野の「市民の為の空間」の解釈が凝縮された「市民広間」だろう。大階段や彫刻家 辻菅堂によるレリーフなど創意に富む市民広間は、2層吹抜けの大空間であり、市民の作品展示や演奏会等に使われると共に他の棟への導入部を兼ねる。行政棟の壁面はコンクリート枠にタイル壁と開口



市民広間：壁面レリーフは辻菅堂、改修は竹山英

がランダムに配置される意匠だが、2層毎に細くなる柱や多彩な色を組み合わせたタイルなど、一筋縄ではいかない。他にも浮造り加工(木目加工)の列柱、市会棟照明やレリーフ、屋上の「愛市の鐘」・ドアの取手や階段手摺、文字表示に至るまで、夥しい配慮が見られる。村野は細部までデザインを検討する建築家として知られるが、秩序を持ちつつも多様な意匠からは単なる機能主義を超えんとする熱や意思が感じられる。

旧庁舎西側には屋外広場の「くすのき広場」がある。元々は道路用地であったが、地下鉄整備の際の掘削工事からの現状復旧時に歩行者専用広場へ再編され、昭和49(1974)年に完成した。設計は当時の横浜市企画調整局(現都市デザイン室)。一週間程の急ピッチで仕上げられたが、庁舎との関係を基にデザインされ、ベンチや緑の演出など工夫が施されている。実現で初めて都市デザインの取組として横浜した事例であった。

旧庁舎はまさに「市民の為の空間」を体現したものであり、だからこそ横浜のシンボルで在り続けた。市役所の役目は終えたが、現在、新たな活用を待ち佇んでいる。また新たに市民に愛される場所となっていくことを期待したい。



市会棟内部



屋上の「愛市の鐘」鐘は魚網を干した形がモチーフと言われる



●行政棟の階数表示および時計
●田村政府長室の窓に使用されていたガラスブロック
●行政棟8階へ向かう階段の手すり
●多様な色を組み合わせたファサードのタイル張り

「歴史を生かしたまちづくり相談室」受付中！ 皆様からのご相談をお待ちしています。

【連絡先】公益社団法人 横浜歴史資産調査会(ヨコハマヘリテージ)内
「歴史を生かしたまちづくり相談室」〒231-0012 横浜市中区相生町3-61 泰生ビル405号室
TEL / FAX : 045-651-1730 E-mail : yh-info@yokohama-heritage.or.jp

公益社団法人横浜歴史資産調査会の取り組み

YOKOHAMA HERITAGE 文・写真：米山淳一

旧湘南電鉄(現京急電鉄)瀬戸変電所保存に向けてスタート

金沢八景駅上りホームに隣接して建つ旧湘南電鉄瀬戸変電所は、昭和4(1929)年竣工の歴史的建造物です。約4年前から横浜市都市デザイン室と当公益社団が力を合わせて、現所有者である京浜急行電鉄株式会社と保存に向けた調整を始め、構造・耐震等について専門家による様々な調査等を実施してきました。さらに当公益社団では、保存活用委員会を設け、将来に亘る保存活用の方向性を検討して参りました。建物は鉄骨や鉄筋コンクリートを主な材料として、昭和4(1929)年に新築されており、新築から約90年が経過していますが、おおむね良好な外観を保ち残っています。



歴史的景観を感じる変電所の内部

今年度は、保存活用委員会(委員長：後藤治 工学院大学理事長)の提案の元、専門家に依頼し、耐震補強や外壁の補修についての詳細な検討を行いました。今後も、委員会において、耐震補強等の工事内容や経費の精査などを継続して行って参ります。

野毛都橋商店街ビルに解説板を設置しました

当公益社団が所有し保存している野毛のランドマークとして知られる都橋商店街ビルは、大岡川沿いに弧を描くように建つ鉄骨造二階建の横浜市登録歴史的建造物です。縁あって当公益社団が取得、横浜の歴史を生かしたまちづくりにとって大切な建物として保存、管理しています。この魅力を多くの皆様にご覧いただくことを目的にビルの中央階段付近に

解説板を設置しました。どうぞ、ご覧いただければうれしく存じます。



制作：関ユー・エス・シー、写真：田中光一、文：米山淳一

旧モーガン邸の再建に踏み出す

令和2(2020)年9月30日の臨時理事会で旧モーガン邸を当公益社団が取得し、再建することが決まりました。これは、旧モーガン邸を所有している公益財団法人日本ナショナルトラスト(以下JNT)からの正式な申し出に応えたものです。旧モーガン邸は、昭和6(1931)年頃に建てられた建築家J.H.モーガンの自邸。敷地は約2,000坪。横浜市戸塚区の市境から約500m西側の藤沢市大鋸に位置します。JNTが自邸と敷地約3分の1、藤沢市が敷地約3分の2を取得し保存しましたが平成19(2007)年と平成20(2008)年に2回の不審火で焼損。当公益社団は、再建を目指した学術調査(委員長：水沼淑子 関東学院大学名誉教授・



焼損した旧モーガン邸の現状。玄關部分は残存。

当公益社団理事)を実施、これを礎にNPO法人旧モーガン邸を守る会や藤沢市と力を合わせて再建を行います。J.H.モーガンは、横浜市に事務所を構え、横浜山手聖公会、山手111番館、ベリック・ホール、根岸競馬場一等馬見所他を設計した横浜ゆかりの建築家。旧モーガン邸と至近には不審火で焼失後、横浜市が再建した俣野別邸があり、連携した活用が期待されています。



横浜山手聖公会



スパニッシュ様式のベリック・ホール

坂本勝比古先生(神戸芸術工科大学名誉教授)ご逝去

令和2(2020)年2月15日、当公益社団相談役の坂本勝比古さんがご逝去。93歳。神戸市職員時から異人館博士として知られ、千葉大学教授時にも横浜山手西洋館群の保存活用にて多大なご尽力を賜りました。ご冥福をお祈りいたします。



山手西洋館を調査する坂本先生



北仲ブリック——継承された「キーケン」の景観と記憶——

横浜国立大学名誉教授・公益社団法人 横浜歴史資産調査会副会長 吉田鋼市

懸案であった生糸検査所の倉庫跡地の保存活用開発事業が終了して、令和2(2020)年6月にオープンとなった。北仲地区再開発の中心をなす大規模事業で、地区全体を「横浜北仲ノット」と称し、「ザ・タワー横浜北仲」という58階建てのタワーマンションとホテル、その低層部の「北仲ホワイト」、そして保存活用のメイン部分「北仲ブリック」(低層部全体の総称が「北仲ブリック&ホワイト」)からなる。事業主が三井不動産レジデンシャルと丸紅で、設計・施工が鹿島建設とパナソニックES建設エンジニアリング。この「北仲ブリック&ホワイト」とりわけ「北仲ブリック」に、その名の通り、柱部分に煉瓦タイルではなく本物の煉瓦(ブリック)を張った(コンクリートの型枠として使う意図もあったかもしれない)かつての生糸検査所の倉庫と附属倉庫事務所が保存活用されているのである。「キーケン」の名で親しまれた生糸検査所自体の歴史は明治29(1896)年の本町1丁目に遡るが、北仲地区での創建は大正15(1926)年で、その造営は旧生糸検査所庁舎をはじめ、3階建て地下1階の同形同大の鉄筋コンクリート造倉庫4棟、倉庫事務所棟からなる震災復興期の横浜で最大の事業であった。4棟の倉庫は庁舎に近い方から順に、A号、B号、C号、D号と呼ばれていた。

設計は遠藤於菟で、施工は大林組。庁舎はもちろん旧生糸検査所の施設であるが、倉庫はA号の3分の1のみを生糸検査所が使い、残りの3分の2と3棟は竣工に合わせて設立された帝国蚕糸倉庫(後の帝蚕倉庫)の倉庫となり、長く帝蚕倉庫の倉庫として知られることになる。平成2(1990)年、庁舎が横浜第2合同庁舎となる際に庁舎とA号倉庫1棟が解体された。ただし、横浜市認定歴史的建造物となっていた庁舎のファサードは復元される。平成20(2008)年、残り3棟のうちB号、D号も解体、C号1棟のみが残され、平成26(2014)年に横浜市認定歴史的建造物となった。今回の再開発でそれを曳家して活用する案も検討されたが、結局平成28(2016)年に解体され、復元されることとなる。保存された倉庫事務所は平成19(2007)年に横浜市指定有形文化財となっている。「北仲ブリック」の倉庫はかつてのB号倉庫の位置に復元されたので、各側面の中央の柱の柱頭に記してある記号もBとなっている。東側(正確には東南側)ファサードの柱の煉瓦張り、最後に残ったC号倉庫の煉瓦が再利用されており、代えがたいリアルな記憶と時間の感触を伝えている。また西側のファサードからは、復元された地下階のドライエリアがガラス床越しに見られる。さらに、保存された重要な建築部材と裝飾部材が倉庫の

庫室の地下に展示されており、同じくガラス床越しに見られるようになっている。特徴的だった円錐形に広がる柱頭を持つ円柱も復元されており、随所で見られる。復元された倉庫には、いくつかの店舗やオフィスが入っているが、目玉はライブレストラン「Billboard Live YOKOHAMA」。そして、倉庫事務所は現在「ニサンカイ」というシェアオフィスが入居している。さらに「北仲ホワイト」の部分に、位置的にC号倉庫に相当する倉庫のファサード3面が復元され、二つの倉庫の間隔がわかるようになっている。かつて、この倉庫間の頂部に3基のクレーンがかり、一方の側からキャノピーが突き出し、他方から搬出用のテラスが突出するなど、きわめてダイナミックで活力あふれる空間が存在したが、それがなんとか想像できるスペースができたのである。生糸検査所の庁舎の解体からちょうど30年。倉庫事務所の保存と、庁舎のファサード、B号倉庫全体、C号倉庫ファサードの復元によって、かつての生糸検査所の雄姿を偲び得る状況になった。横浜第2合同庁舎のファサードもおよそ30年を経てなんとなくなじんできたような気もする。B号倉庫も30年後にはよりのないじんだ確かな姿となって、また異なる歴史的景観をつくっていることになるのであろう。

北仲通地区の歴史を生かしたまちづくりのあゆみ

中区の北仲通地区は、みなとみらい地区と関内地区を結び結節点にあり、横浜のまちづくりにおいて極めて重要な場所である。旧横浜生糸検査所附属生糸絹物専用倉庫群の復元を節目に、これまでの経緯を振り返ってみたい。

北仲通地区は横浜開港以来、港や産業の振興を支える地であった。元々は大岡川河口から伸びる砂州の先端部に相当し諸外国の領事館が存在したが、明治期に入ると埋立工事が行われた。これに伴い、西洋式燈台技術者のR.H.プラントンを招いて、日本の灯台の黎明期を担った灯台役所(灯台業務を主管した省庁)が設置された。明治5(1872)年には鉄道が開通し、本町通りが現・桜木町駅まで延長された。震災復興期には、旧横浜地方裁判所(震災により倒壊)の跡地での生糸検査所再建(大正15(1926)年)を契機に附属倉庫や事務所棟が建設され、生糸産業の中心地となった。同時に、銀行や事務所ビル等も集積していった。これらは横浜の発展に寄与し、震災復興における経済回復の要にもなった。

昭和後期以降は全体のまちづくりの検討が行われ、栄本町線が南地区の再開発事業に併せて整備(平成2(1990)年)され、北仲橋が架けられ(平成9(1997)年一部完成)、みなとみらい地区～北仲通地区～関内地区が結ばれた。その後、北地区

において平成12(2000)年に再開発協議会が発足し、区画整理や再開発が本格的に始まった。この際、各事業が連携して全体を形作るよう、横浜市都市美対策審議会での議論を経てガイドラインや地区計画が策定された。ガイドラインには歴史資源の継承や文化芸術振興、水際プロムナード整備等が目標にあり、景観・魅力づくりを重視する意思が伺える。

歴史的建造物は、用途変更の困難さや高額な維持費等が原因で保全が難しい例が多い。北仲通地区でも、再開発の開始時には既に複数の歴史的建造物が解体されており、残るものも老朽化が課題であった。こうした事情を踏まえ、同地区では歴史的建造物の保全・復元を図るため、これらに併せて一体の事業(高層棟の建設等)の高さと面積の制限を緩和する、いわばボーナスを与える制度が積極的に導入された。また、建物の保全・復元に加え、補強や更新を行い多様な活用を促している。こうした取組により、旧横浜銀行本店別館の曳家復元や生糸絹物専用倉庫の復元などが行われ、現在NPO法人BankART1929による芸術活動拠点や店舗、ライブハウスやシェアオフィス等に活用されている。

このように北仲通地区では、歴史や文化を活かした個性あるまちを目指し、現在もまちづくりが進められている。

北仲通地区において、まちづくりの中で保全・復元・活用される歴史的建造物の一部を紹介します。



- 元は4棟存在した旧生糸検査所の附属倉庫群の一部。2019年、再開発の中でB号倉庫全体とC号倉庫外壁部分が復元された。副都心の景観を再現しつつ、多様な活用がなされている。市認定歴史的建造物。
- 旧生糸検査所の附属事務所棟。北仲通地区にある生糸産業関連の建造物で、唯一現存するものである。現在は、修復保存されたシェアオフィス等で活用されている。市指定有形文化財。
- 旧生糸検査所の本棟。1993年に復元され、横浜第2合同庁舎に接続され行政機関により活用されている。市認定歴史的建造物。
- 1995年、バルコニーを曳家し高層棟と接続される形で復元された。創造界隈拠点等に活用されている。市認定歴史的建造物。
- 明治期の埋立事業で築造され、かつての灯台事業の歴史を伝える石積み。補修を行いながら保全されている。市認定歴史的建造物。
- 横浜市役所の外構等では、庁舎建設に伴う埋立文化財調査で確認された開港～震災までの建物・土木遺構から数点を選出し、展示を行っている。写真は、その一つである「航路保護管理所 倉庫基礎」。

夜の魅力を増す港町ヨコハマの結節点 綜通横浜ビル

テラコッタ装飾が特徴的なファサードの「綜通横浜ビル(旧本町旭ビル)」の灯具が外観保全工事で一新された。

北仲通地区と日本大通り地区を結ぶ本町通りに面し、通称横浜三塔の一つ・横浜市開港記念会館の向かい側に綜通横浜ビルはある。まずは開港記念会館側の歩道に立ち、正面から見ていただきたい。地上10階地下2階建てのビルだが、正面4階までの褐色のタイルで装飾された外観が目をはきく。

綜通横浜ビルは、同敷地に昭和5(1930)年に建てられた「江商横浜支店」のファサードを保存壁として残し、平成7(1995)年に竣工した。最大の特徴である左右対称の正面ファサードは、左右両端にあった出入口を現物保存し、その他を新材で復元している。大小の正方形を巧みに組み合わせたテラコッタ装飾が要所に用いられ、魅力的な表情を加えている。



テラコッタ装飾の前に立つ三川一志氏

回の工事で灯具を電球からLEDに変更した。この場合、同じ照度の光でも光の色が変わってしまい、印象が変わることが多い。これを踏まえ、光の色、建物への当たり方(広がり)など、外壁の魅力を活かすライトアップになるよう事前に点灯実験を行い、灯具を選定した。今回、所有者・綜通株式会社で工事等のご担当をされ、ご本人も横浜出身、横浜愛あふれる取締役・ビルマネジメント部長の三川一志氏にお話をうかがった。「我々の提案に対して、横浜市が当事者意識をもって意見交換してくれたことに感謝している。灯具の維持管理を容易にする事とのバランスをよく考えてくれた。」と外観保全工事について語ってくれた。

綜通グループは1941年、旧東京銀行の前身である旧横浜正金銀行の関連会社として設立された。現在も三菱UFJ銀行(旧東京銀行)と複数銀行が合併)との緊密な関係を保ち続け、ビジネス領域はオフィス賃貸、不動産仲介等多岐にわたる。横浜正金銀行は明治13(1880)年、外国金融のためにできた銀行で、本店を横浜・馬車道においていた(現神奈川県立歴史博物館)。第二次世界大戦後、横浜正金銀行はGHQにより解体され東京銀行に引き継がれ、また

横浜正金銀行本店も東京銀行横浜支店として開設された。「横浜と言えば貿易。あそこは要の支店で、貿易関係の取引先が非常に多かった。」と三川氏は語る。

旧建物は元々、綿花部門を得意とした江商株式会社(旧旭ビル)だった。「江商としてもあの場所が貿易の要だったと思う。江商とは取引関係も深く、昭和44(1969)年にわが社の前身(旧旭不動産)が土地・建物を「横浜本町旭ビル」として購入した。不動産業として、自社名の付く「〇〇旭ビル」というのを命名したのは現在保有するビルの中ではここが初めて。この流れを考えるとわが社のホームタウンは横浜です。」

綜通横浜ビルは「特別」だと三川氏は言う。「既存のビルを買うことは多いが、建て直したのはいま所持っているビルではおそらくこのビルだけ。当時、バブル期の最後だったというのものもあるが、わが社の所持する他のビルと比べ、竣工時のコストのかけ方が違う。おそらく東京銀行、横浜正金、江商の歴史を残す、という使命をもっていたのではないかと。歴史的建造物は管理コストがかかるが、コストがかかってもやっぱり大切にしたいビル。」と所有者としての強い思いを語ってくれた。



灯具が新しくなった綜通横浜ビルの夜景

また、開港からの商業エリアである関内地区について「だんだん変貌しつつあると感じている。関内駅周辺は現在観光エリアではないが、山下公園・大磯橋方面から関内駅に行くときは、綜通横浜ビルの横のみなど大通りを通るだろう。今後、複合施設等の開発予定のある関内駅周辺が変わると、綜通横浜ビルの印象も変わっていくのではないかと。様々な人が訪れるこの地で、夜歩く時も横浜のライトアップっていいよね、と思ってもらいたい。」と横浜における歴史的建造物の夜景観の重要性について語ってくれた。昭和初期から多くの人々の努力により継承されてきた綜通横浜ビルは、今後もその魅力的な姿で横浜の夜景を彩っていく。

現代のまちづくりに歴史を編む～ヘルムハウスのアイアンワークの移設～

令和2(2020)年5月、山下町にホテル「ハイアットリージェンシー横浜」がオープンした。この建物内には、地域の歴史を象徴するオブジェが飾られている。かつて付近に存在した「ヘルムハウス・アパートメント(通称:ヘルムハウス)」のアイアンワーク(金属の鍛造によるモニュメント)を移設したものだ。

J.J.スワガーが設計、関工務店が施工したヘルムハウスは、昭和13(1938)年



ホテルへ移設されたヘルムハウスのアイアンワーク

に竣工した。銘は建築主のヘルム・ブラザーズ社(ドイツ人のヘルム兄弟により明治24(1891)年に発足し横浜を拠点とした商会)に由来する。横浜の地が震災復興の過程で産業・文化の中心地へ成長する中で、ヘルムハウスはヘルム・ブラザーズ社の新社屋として企画された。竣工当時、建物には一階にオフィスや銀行、地下にパー、二階以上に長期滞在する外国人向けの高級アパートメントが入れられていた。その複雑な平面計画は、西洋式集合住宅として最大限の住み心地を追求したとも言われる。外観上は凹凸が特徴だが、これは各部屋に2面以上の採光をもたらす工夫によるもの。建物内には「ボーイさん」や「メイドさん」



平成12(2000)年頃のヘルムハウス 写真提供:金子修司氏

再び輝く地域活動拠点 井土ヶ谷上町第一町内会館(旧井土ヶ谷見番)

南区井土ヶ谷上町。静かな住宅街の中を迷いながら歩いていくと、重厚感のある和風建築が目飛び込んでくる。この建物は、昭和12(1937)年に地元芸妓組合の見番として建てられた。神奈川県警の警察寮を経て昭和51(1976)年に井土ヶ谷上町第一町内会が取得し、以来、町内会館として地域の方々に親しまれてきた。しかしながら、長年使われている

ちに、外壁は波板のトタンに変わっており、かつての華やかな面影を見つけることが難しくなっていた。見番とは、芸者派遣の事務所ならびに芸妓の練習場を兼ね備えたもので、見番の存在はこの井土ヶ谷地域が栄えていたことを意味する。古くは花街には必ずあった建物であったが、現在では廃れ、横浜市内でもこの建物は唯一無二の存在

歴史的建造物の活用続々!

横浜市内各所に残される歴史的建造物が新たな命を吹き込まれ、様々な活用されている。今回は、その一端をご紹介します。

令和元(2019)年に新たな客船ターミナル等として開業した「横浜ハンマーヘッド」へ訪れると、二本の立派な門柱が出迎えてくれる。これは、平成15(2003)年に横浜税関本関庁舎の増築工事に際して当地へ移設されることとなった旧横浜税関西門である。そして、ターミナルの先に隣接する「ハンマーヘッドパーク」が令和2(2020)年8月に開園した。同パーク内にそびえるハンマーヘッドクレーンは大正3(1914)年に日本初の荷役専用クレーンとして設置され、現存しているものは国内で本ク

レーンを含め3基のみと、大変希少である。平成30(2018)年には、土木学会選奨土木遺産に認定されている。平成13(2001)年まで貨物の積み下ろしを担ってきた本クレーンは、横浜港一帯のシンボルとして今後も堂々とした存在感を發揮し続ける。



旧横浜税関西門が構えられたハンマーヘッド

令和元(2019)年11月、鶴見区の馬場花木園が拡張され、「旧藤本家住宅主屋及び東屋」と既存の樹木を生かした日本庭園の整備により、横浜鶴見の原風景を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、現在は建てるのが難しい。今回は、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき「特定景観形成歴史的建造物」に指定することで、現行法では建築することができないような、かつての古民家の姿を残すことに成功している。耐震改修工事に際し、主屋は既存の大木を生かすために「揚屋工法(建物を現位置でジャッキアップする工法)」を、東屋は「曳家工法(建物を解体せずそのまま移動する工法)」を用いながらそれぞれ必要な工事を行った。また、建築と造園の施工により、伝統的な建築及び造園技術の活用と継承の実践を彷彿とさせる新たなエリアが開園した。茅葺きなどの燃えやすい自然素材の屋根を備えた住宅は建築基準法等に適合せず、